

宮内庁書陵部所蔵「薫物黒方秘方」翻刻

田 中 圭 子

序

「薫物黒方秘方（たきものくろほうひほう）」一冊は、轉法輪三條家にゆかりとされる薫物の処方や調合の説の類纂で、江戸時代以前に宮中に傳來し、現在は宮内庁書陵部に御所本として収蔵される。内容や、書中に傳わる來歴によれば、本書は、室町中期の轉法輪三條家當主龍翔院三條公敦が、家傳の薫物の書で、「薫物故事」などの書目で傳わる典籍をもとに、天皇や武家の有力者に相傳した際の副本、ならびに公敦後裔がその他の口傳や故實を増補した本の寫しと推察される。

龍翔院三條公敦は、後土御門院政期の有力な官人の一人として知られる。三條家は、九條右大臣藤原師輔九男閑院公季流の嫡流で、堀河、鳥羽、崇徳、近衛、後白河朝に仕えた従一位太政大臣實行を祖とする清華家の家柄である。

寛正六（一四六五）年、後土御門天皇御即位の年に、公敦は二十七歳で正二位に叙され、翌年権大納言兼右近衛大將に任じた。文明五（一四七三）年、三十五歳の時、権大納言と右大將の辞退を願うも許されず、文明七（一四七五）年、左大將に轉じ、翌文明八（一四七六）年、内大臣に任じ、文明九（一四七七）年、三十九歳で従一位に昇る。後土御門天皇は、公敦に篤いご信望をお寄せであったと察せられるが、右大臣に任じた文明十一（一四七九）年四月、公敦は周防に下向して二度と都に戻ることはなかった。

下向の主たる理由は、『長興宿禰記』文明十一（一四七九）年四月十九日條に記載の、應仁の亂後の家領違亂による困窮であり、その下向を早めた要因として、右大臣任官を巡る「公家間の葛藤」の問題が指摘されている。⁽¹⁾ 戦亂による困窮を理由に地方へ下向した多くの貴族達が、各地の有力武士に対して、中央の文化、文藝、學問を提供するこ

とにより、庇護者への報恩と自身の尊厳の維持を圖つていた。⁽²⁾公教もまた、周防守護大内政弘との和歌の贈答や和歌連歌の催しへの参画、政弘への和歌指南、大内家への贈与を目的とした古典籍書寫といった文藝活動に力を盡くしたことが知られている。

三條家で南北朝期以降の類纂と傳わる「薰物故事」(たきものこし⁽³⁾)の内容と、同家の歴代當主による薰物相傳の史實、傳承については、既出の拙稿で詳しく紹介したことがあつた。⁽⁴⁾三條家の薰物にまつわる傳承は、貞享五(一六八八)年刊行の版本「御薰物相傳」⁽⁵⁾に掲載されて一般に知られるところとなつた。近代以降の時代においても、明治期に京都の鳩居堂が三條家から処方⁽⁶⁾を相傳して調査、販売した薰物の由緒は、鳩居堂店主熊谷直行筆「猷家傳薰香表」明治十二(一八七九)年十二月十五日付け跋文に記載され、今日も廣報の爲されることから、その道の好事家を中心に、廣く知られている。

右の跋文によれば、鳩居堂熊谷直行は、時の太政大臣三條實美から直々に薰物相傳を賜り、「調香秘方」など複数の秘傳書の寫しを譲られた。以後の鳩居堂による薰物調査はこれらの典籍に記載された方や説の数々に基づく。實美が書寫に用いた底本の行方は管見に明らかでない。貞享版本

「御薰物相傳」と「調香秘方」とは、前述の傳承を記した識語のほかに、共通する記述の少ないことから、兩書の祖本の内容や、そこに記された傳承の真偽を検證することは困難であつた。

御所本「薰物黒方秘方」は、方や説、識語の内容と掲出順序において、管見では「調香秘方」に最も近く、祖本と同じくする可能性が考えられる。書中の識語のうち、最も新しいものは天文十五(一五四六)年四月某日の日付で傳わり、版本「御薰物相傳」よりも年代をさかのぼるものである。「調香秘方」と共通の祖本が、現状に近い形で天文年間までに成立し、流布していた可能性を示唆する点においても、重要な資料である。

本稿では、この「薰物黒方秘方」の内容と類纂様式の特徴を概説するとともに、以下の序文において、来歴にまつわる個々の傳承を読解するほか、全文を翻刻して掲載し、日本文學、文化研究資料として供する。

・ 内容と類纂様式

「薰物黒方秘方」には、「薰物故事」に記載された薰物のうち、「梅花」「荷葉」「侍従」「菊花」「落葉」「黒方」「薰衣香」「裏衣香」という、平安王朝以来わが国で行われてきた

傳統的な八種類の薫物に加えて、「盧橘」「新枕」「千種」

「玉椿」「若草」「野風」という、「薫物故書」以前の薫物の書には載録されなかった、新しい六種類の薫物の処方、いわゆる「新作」の方が、併せて二五点載録される。以上の中には、公敦調合とされる新作の薫物「千種」方のほか、他書に天皇御調合と傳わる方や、當時の有力武家で公敦とも縁の深かった大内氏ゆかりと称する方も見える。また、処方を調合するために必要な知識な具体的手順を記した説は、他書の同文を参考に内容ごとに区別すると、二六点を数える。処方と説の掲出順序については、翻刻中に通し番号を付して示しているので参照されたい。

二五 points の処方と二六 points の説のうち、一部については同文または類文が重複して載録される。重複分の通し番号は左記の通りである。

〈方の重複〉

方3 〓 方21、方4 〓 方22、方5 〓 方23、方7 〓 方20、

〈説の重複〉

説1 〓 説13、説2 〓 説18、節3 〓 説21、説4 〓 説22、

説5 〓 説23、説8 〓 説17

右の重複は、二種類のよく似た薫物の書を合寫したために生じたものかと考える。この点については次節でも触れ

る。

薫物の書のうち、鎌倉時代以前の類纂と傳わる比較的規模の大きなものにおいて、処方と説とは、方が特定の説を伴って傳わる場合を除いて、方は方、説は説と、それぞれにまとまった形で掲載される。処方は薫物の種類ごとにまとめられ、薫物はその銘に冠する景物を標目として四季の順に並べられ、また、季節感を伴わない銘の薫物は、四季の薫物の前後にまとまった形で並べられ、載録されるのが一般的である。調合の説は、材料の選別から精製、調合の段階を経て完成されるまでの手順に沿って、項目立ててまとめられ、掲出される⁽⁶⁾。こうした通例に対して、「薫物黒方秘方」では、方と説を区別した上で一括して分類、掲出するということはなく、方と説それぞれの比較的小規模なまとまりが、交互に、不規則に連続している。

後述するが、本書の識語によれば、「薫物故書」には公敦らによる新作の増補が度々爲されたと傳わる。前述の重複の件と併せて、本書の現状や公敦ゆかりと称する新作の存在をかんがみると、識語の内容には、少なからず信憑性を感じられる。

・ 識語の内容と本書の典拠、変遷

「薫物黒方秘方」には、本稿所掲の翻刻一五丁表面から一
九丁表面に、〈識1〉から〈識8〉、二五丁裏面から二七丁
表面には〈識9〉から〈識11〉として示した識語が
傳わる。〈識1〉〈識2〉は「薫物故事」上下冊それぞれの
奥書として傳わる。以上をはじめとする識語は、本書の典
拠と類纂の経緯やその後の来歴を傳えているらしい。

〈識1〉から〈識7〉については前述の貞享版本「御薫物
相傳」や明治期の鳩居堂による三條家傳來の薫物の由緒書
にも引用ないし言及がなされており、既出の拙稿⁽⁷⁾でも読解
を試みたことがある。ここでは、〈識1〉から〈識11〉のう
ち、未検討の主な識語を中心に紹介してみたい。

● 第一、二、三番目の識語

〈識1〉〈識2〉は、南北朝期以降の三條家當主の代に類
纂されたらしき「薫物故事」上下篇の奥書である。既出の
拙稿においてはその内容について次のように解釈した。三
條家の薫物の歴史は、四條天皇朝の寵臣・白川入道右府實
親に遡り、實親ゆかりの薫物の故實は、後裔の後押小路内
府公忠・後三條入道相國實冬父子の代までに、書物の形に
類纂されて「薫物故事」の上篇を成し、實冬子息の後白川

入道右府公冬の代には、禁裏に対して口傳と上下二冊の寫
しが進上された、と云うのである。識語の内容が正しけれ
ば、「薫物故事」祖本を類纂した人物は、實親以降公冬以前
の三條家當主、ないし同家と薫物の方面で深く関わった人
物と考えられる。なお、〈識2〉は、〈識3〉以降を掲載し
ない「薫物故事」においても「上奥書（しやうおくがき）」
と題されている。この記述が本来「上」こと「薫物故事」
上篇の奥書として行われたことによると考えるが、〈識3〉
が、〈識2〉の「上奥書」に対して「下奥書」と題されてい
ることからすると、「上」は前代、「下」は後代との解釈で
読まれた時期のあったことが知られる。

〈識3〉は次のように訓める。

下奥書 この方、巨細は上巻に見ゆ。今、勅定により、
押小路内府公茂公自筆の本上下を以て叡覽に備え、故
實を傳授し奉るのみ。

文明七年八月二十日

右近衛大將藤原公敦

「押小路内府公茂」は、花園朝に内大臣に任じて後醍醐朝に
従一位に叙された押小路内府こと三條公茂と考えられ、文
明七（一四七五）年八月二十日にこの公茂自筆の本上下を

もつて薫物を傳授し奉つたのは、公茂後裔の公敦である。識語の内容が正しければ、公茂自筆の本と称する「薫物故書」の古本が、公敦の代の三條家に傳來していたことになり、「薫物故書」を類纂したのが公茂であった可能性も考えられよう。なお、公敦は文明七年三月に右大將から左大將に転じており、他書の同文には「左大將」と傳わることから、ここでの「右」は「左」の誤傳と考えられる。

● 第四番目の識語

公敦が薫物の故實を傳授し奉つたお相手は、続く〈識4〉に「後土御門院」と見える。この識語によれば、公敦は「薫物故書」の進上と故實の傳授に次いで、後土御門院に「たきものの代々の匂ひの」の和歌一首を奉り、院より「たきもののふかきにほひを」の御詠一首をくだされたと云う。公敦の和歌には、家傳の薫物の方や説に対する誇りと、自らの代に、満を持してこれらを宮中にご相傳申し上げる榮譽に浴したことへの喜びの気持ちが表現されている。対する院の御詠には、三條家に代々傳わる薫物の優れた方や説が宮中にもたらされたことをお喜びになるとともに、公敦の労に謝すお気持ちも表現されている。以上の識語や贈答歌の内容が正しければ、公敦に薫物の傳授をお命じになつたのは、後土御門院と考えてしかるべきであろう。

● 第五番目の識語

〈識5〉は、御製の短冊等、朝廷より傳授に際して三條家にもたらされた文書に関する記述と見られる。

御製御短冊、本方の袋に納入すべし。此に先んじて一巻の奥の巻貝の名字の下三字、今度これを略す。内々時、此分道理に叶うか。宸翰の奉書は政弘朝臣懇望の間、これに遣はず。無念と謂ふべし。

右には、「後土御門院の御製がしたためられた短冊は、公茂自筆の「本方」こと三條家傳來本の袋に納め入れるのが良からう。これに先んじて、本書の一卷の奥の「巻貝」の名称の下に「上」の字が書かれてあつたのだが、今回新たに作成された本ではこれを略した。内々に人に見せる本としては、これで正しかつたと云えようか。宸翰の奉書は、政弘朝臣の懇望によりこれに遣わした。残念であつた。」といった事柄が書かれてあるらしい。

公敦は、御製の短冊を公茂自筆の「薫物故書」と同じ袋に納めて家寶とするともに、以上の三点の識語を傳授に際して作成した副本の奥に書き留めたと考えられる。続いて記される「此に先んじて」類纂された本とは、後土御門

院の叡覽に備えて書寫、進上したと云う「薫物故書」の寫しを指すのであろう。続いて、この本の「一卷の奥」に記載の「巻貝」の名称の下には、後土御門院へ進上したのものには「上」の字を書いたが、「今度」用意した寫本においてそれは行わなかった、と云う。

薫物の書における「巻貝」と云えば、香料の一種「甲（貝）香（かいかう）」の材料とされた螺貝が想起されるが、「薫物故書」や「薫物黒方秘方」の文中に「巻貝」の語は見えず、諸本の現状に「一卷の奥」として該当しそうな箇所にもそうした記述は見られない。

前述の鳩居堂熊谷傳來「調香秘方」の同文に、「巻貝」は「巻奥」と見え、「一卷の奥の巻奥の名字の下に上の字」と読める。後土御門院へ進上した一本の巻末に「巻奥」と書かれていて、その下に「上」の字を書き奉った、ということであろうか。この場合、「上」の字は院に差し上げる本であることを意味して書かれたものとも考えられようが、本の袋や包紙の表ではなく、巻末に「上」の字をしたためる例は管見に知れない。

「巻奥」あるいは「巻貝」云々に続いて言及される「宸翰奉書」が實在したとすれば、公教の代までに三條家に到来した貴重な古文書だったのであろう。（識5）に記載の「宸

翰之奉書二通」のうち、一通ないし兩方を指すのかもしれない。また、こうした貴重な奉書を公教から譲り受けるような立場にあった「政弘朝臣」は、公教を庇護した周防守護大内政弘に比定される。

公教による政弘の典籍蒐集への関与は、文明十一（一四七九）年の周防下向以後の時期に集中して確認される。公教が政弘に「宸翰奉書」を遣わしたのも、周防下向後と考えるのが自然であろう。「宸翰奉書」は、（識一）の「宸翰之奉書二通」のうちのいずれか、又は兩方を意味し、「後三條相國」の代を下限として三條家に傳來したものであって、後花園天皇宸筆の女房奉書を意味するかと考える。「後三條相國」は、後小松朝の寵臣・後三條入道相國實冬に比定する。後小松院と謂えば、公教が大内政弘子息龜童丸に与えたとされる「御註孝経」も、後小松院ゆかりの典籍であった。「宸翰奉書」が「宸翰之奉書二通」のいずれか一方または兩方と同一の文書であるとすれば、大内政弘が関心を寄せ、その贈与を公教に「懇望」したとして不思議はないし、公教が、これを政弘に譲って「無念」と嘆いたのも、無理からぬことと同情される。

●第六、七番目の識語

政弘朝臣披見の「無念」を綴る識語に続く（識6）（識

7)には、「大樹」こと足利將軍が、薫物の相傳を受ける前後の経緯が記されているらしく、次のように読める。

尊命により、當家近代調合の分、また載せざるところの秘方の故實等、悉く筆舌に頭あはして進覧す。次ついで瓦磔わいを獻ずる。

家の風これもつたへて雲の上に
たちふる袖のさぞにははまし

御返事

君と臣身をあはすへき年ごとに

まづ匂ひくる家の風かな

御内書相傳せらる云々。

明應龍集庚申梅天上流の日 槐下桑門宗空。

(以上 識6)

御内書文章、かくのごとく、立文なり。薫物の方、種々伝授、悦喜して申候。殊に御詠は殊勝に候。よりて瓦磔まいらすの由、奥書の歌に比へて白す。

五月十三日 義尹

龍翔院殿

(以上 識7)

(識6)によれば、「尊命」により、「當家」が近年調合す

る薫物方と、これまで書物に載録してこなかった秘方の故實をことごとく載せた薫物書を進上し、それとともに薫物の秘説の口傳もして差し上げ、次いで「家の風」、「君と臣」の和歌の贈答が爲されたと云う。

二首の和歌は、まず贈歌に「我が家の薫物が香る風に乗せて、このような秘方、秘説もお傳えしましたので、宮中で高貴な方のお振りになるお袖からは、さぞ良い匂いがしてくることでしよう」と詠みかけられたことに対して、「君主と臣下が結びつきを深める年ごとに、まづ匂ひくるのはこの家の風の香であるよ。」といった返しが詠まれる。贈歌は薫物方を傳授した側の作、返歌はこれを受けた側の作と解釈されよう。贈答歌は、公教と後土御門天皇とによる先例に準えて作成されたと見られる。

「家の風」、「君と臣」の文言は、学問や文藝が中央へ進上される際に詠まれた和歌に典型的な表現である。こうした表現が本贈答歌に取り入れられたのは、贈歌においては、自身の相傳した薫物方が、既に宮中にお傳えしたと云う方に匹敵する優れた品であることを保証するとともに、相傳のお相手が、やがて中央で活躍なさることを期待する気持ちのあらわれであろう。返歌においては、自身の授かった薫物方のすばらしさを、贈歌の意向を汲み取る形で賞賛し、

それを相傳されたことへの喜びを表現するとともに、贈歌の詠み手の期待したように、中央で活躍し、朝廷に安定をもたらしことへの願いが込められているかと考える。

和歌に続く記述には、「御内書」が傳授された云々とあり、以上の識語が「明應龍集庚申梅天上浣日」、明應九（一五〇〇）年四月上旬に「槐下桑門宗空」なる人物により為されたと記されている。

〈識7〉では、冒頭に、「御内書」の文章はかくのごときで装丁は立文（たてぶみ）であった、と云い、また、薫物の方をさまざま傳え受けたことの喜びが表明されたことに続けて、「殊に御詠は素晴らしかったので、自分の和歌を書き添えた。」とあり、末尾には「五月十三日」「義尹」より「龍翔院殿」へ宛てた由が記されている。

「龍翔院」は、周防下向後に出家して法名「祥空」を名乗ったとされる三條公敦であり、公敦宛の文の差出人である「義尹」は足利義尹、のちの將軍義植に比定される。〈識6〉の返歌の作者とされる「義尹」も、同じ人物と見て差し支えなからう。「家の風これもつたへて」の歌の作者とされる「槐下桑門宗空」は、「祥空」こと龍翔院三條公敦に比定される。よって、〈識7〉の内容は、「槐下桑門宗空」と公敦が献じた「家の風これもつたへて」和歌一首に對し

て、義尹が「君と臣身をあはずへき」の一首を返した経緯と読め、義尹から公敦に宛て発せられた「御内書」の寫しと考えられる。

義尹と公敦は、公敦が亡くなる永正四（一五〇七）年四月八日までの約八年間、ともに周防に在國し、大内氏の庇護の下に年月を過ごした。義尹は、元の名を「義材（よしき）」と云い、明應七（一四九八）年に義尹と改名、翌八年に六角氏との戦いに敗れ、大内義興を頼って周防へ落ち延びた。公敦宛の「御内書」が確かに義尹によるとすれば、明應九年から永正三年までに執筆されたかと考える。

●第八、九番目の識語

これ以降の識語は、管見に祖本を同じくすると見られた鳩居堂熊谷傳來「調香秘方」やその他の三條家ゆかりと称する薫物の書には傳わらない、「薫物黒方秘方」に独自のものである。

〈識8〉は、公敦の没後三年目の永正六（一五〇九）年八月某日付により、「内相府」こと公敦子息實香の名前で記されたためられた識語である。これによれば、以上の記述は、「當家累葉之秘本」に載録された三條家秘蔵の書であったが、「橘重能」なる人物の「懇望」により、「新儀口説故實等」を加筆した上でと云うのであろう、特別に譲られた書であ

ると云う。

〈識8〉以降はしばらく識語の掲載が途絶え、六丁程度の紙面に薫物の処方と説とを挟んで〈識9〉以降が掲載される。前節で触れた通り、この間の方や説には〈識1〉以前のそれらの同文、類文が複数確認される。ただし、〈識1〉以前には記されなかった、伝統的な種類以外の新作の薫物の方も掲載される。

〈識9〉の内容は、以上の記述を「當家累代之秘方也」とした上で、「持明院相公」こと藤原基春の強い希望により書寫に及んだとの経緯、ならびに「若草」「玉椿」の二種類の薫物の由緒として、これらが「後白河入道右府公冬新調合之秘説」である旨を證すものである。識語の日付は、公敦が周防で義尹に薫物を相傳したと傳わる明應九年の四年後、文亀三（一五〇三）年九月中旬とあり、筆者「右大將」は〈識8〉に同じく、公敦子息實香に比定する。

●第十、十一番目の識語

〈識10〉は、冒頭に「右方子細見于前奥書」とあり、〈識9〉以前の識語の行われた本を再び他家に相傳した際にしたためられたものと読める。傳授の相手は〈識8〉に同じく「●橘重能」とされるが、書寫を終えたとする期日は〈識8〉の二ヶ月後にあたる永正六（一五〇九）年十月某日、

書写者「左衛門督藤末葉」とある。「藤末葉」の職掌は、永正六年当時の實香のそれに該当しない。後年、實香とともに朝廷の薫物の師を務めることとなる子息公頼は、この翌年に叙爵するので、やはり「藤末葉」には該当しない。

〈識10〉には、これ以前の三條家當主らによる「當家累代之秘方」云々が記載されず、三條家の人間が書寫者でなかった可能性が考えられる。〈識9〉に傳授の知られる「持明院相公」から直接ないし間接的にこれを相傳した人物が、實香の二か月後に「●橘重能」に寫本を譲ったと解釈するのが妥当かと考える。

「薫物黒方秘方」の現状で最後に確認されるのが、〈識11〉と連番した短い識語である。これによれば、「右口傳故實等」を、天文十五（一五四六）年四月某日、「千石左衛門督」「定弘」が相傳したと云う。識語の途中に「道順口」と見える文言は何を意味するのかわからず、千石定弘の人物についても管見に明らかでない。

〈識10〉との関わりからすると、千石定弘は本書を三條家から相傳したのではなく、實香から「持明院相公」を経てこれを相傳したと見られた〈識10〉の「藤末葉」ないし「●橘重能」のいずれかから、その寫しを譲られたと考えられる。

『後奈良院宸記』『言繼卿記』の天文二（一五三三）年十月十九日條によれば、三條實香公頼父子は後奈良天皇の御前に召されて薫物「黒方」を相傳し奉るという榮譽に浴している。これ以降、三條家の薫物は、以前に増して世間の評判となり、皇族から公武の有力者にまで幅広く珍重されたことであろう。千石定弘もまた、上層社会でもてはやされる古体の文化に関心を寄せた一人であった可能性がある。

以上で紹介した本文の現状と、一一点の識語の内容とから判断して、「薫物黒方秘方」は、〈識8〉を境とする、少なくとも二種類の、よく似た薫物の書を合寫した書であることが考えられる。

前半の書は、南北朝期の三條家當主が蒐集した方や説から成る「薫物故事」の、押小路内府公茂自筆と傳わる一本をもとに、室町中期の當主公敦が、在京中に御土御門天皇に相傳した書の副本をもととして、周防において足利義尹に傳授した際に、新作の方や説を補う形で新たに類纂した本が、在京の子息實香の手許に渡り、實香から「橘重能」なる人物に譲られたものの寫しであったかと考える。後半の書には、前半との同文、類文が複数確認されることから、前半に同じく「薫物故事」を祖とした書と考えられよう。

實香の代の三條家に先祖の後白川入道右府公冬ゆかりと傳わる「新説」を新たに加えて他家の有力者に傳授し、そこから書寫相傳が繰り返されたと見られる。なお、前半、後半ともに「橘重能」の名前が相傳相手の一人として見えることから、「橘重能」の蒐集した前半後半の二種類の書が、天文十五年、千石定弘の手により一冊に合寫され、「薫物黒方秘方」と称して宮中に傳来した可能性が考えられる。「薫物黒方秘方」は、三條家の薫物にまつわる傳承の真偽を検證し、同家において蒐集、継承ならびに発展の爲されてきた薫物文化の全容と實態を明らかにする上で、重要かつ不可欠な資料である。本稿への翻刻掲載を機に、本書の日本中世文學、文化研究資料としての有用性が、一層發揮されることに期待している。

注

(1) 米原正義「中世における地方武士と下向公家の文化交渉」

『國學院雜誌』昭和三十六年四月

西下經一「龍翔院と大内政弘」『國語と國文學』昭和九年

一〇月

(2) 周防下向前後の三條公敦の文藝活動について論じた主要な學術論文またはそれらに記載する書籍の題目は次の通り。

・野村八良『國文學研究史』萩原屋文館 大正一五年（初出）

- ・池田亀鑑「日本文學研究に於ける大内氏」『文學』昭和九年一〇月(初出)
 - ・西下經一 注(1) 論稿
 - ・伊地知鐵男「宗祇」青梧堂 昭和一八年
 - ・金子金治郎「兼載の初度山口下向」付、翻刻「兼載句艸」——『中世文藝』昭和一九年六月
 - ・同「兼載伝考(三)——新撰菟玖波集と兼載」『中世文藝』昭和一九年一〇月
 - ・同「連歌師兼載伝考」国語国文学研究叢書九 南雲堂校楓社 昭和三七年(初版)
 - ・米原正義 注(1) 論稿
 - ・同「中世における地方武士と下向公家の文化交渉」『國學院雜誌』昭和三六年四月
 - ・同「大内氏の文芸」『國學院雜誌』昭和三七年七月
 - ・同「戦国武士と文芸の研究」(第二版) 桜楓社昭和五三年
 - ・井上宗雄「中世歌壇史の研究——室町前期——」風間書房 昭和三六年
 - ・福井 毅「公武連歌壇の人々の動静と世相——文明十年代連歌史の背景——」『皇學館大學紀要』創立百十周年再興三十年記念号 平成五年一月
 - (3) 専修大学図書館編。「菊亭文庫目録」ならびに次注掲載の拙稿には「たきものゆえがき」の読みを示していたが、「たきものこしょ」が妥当かと考えここに改める。
 - (4) 拙稿「菊亭文庫所蔵「薰物故事」翻刻と校異(上)」(『藝能史研究』第一七五号 平成一八年十月 藝能史研究会) 同「菊亭文庫所蔵「薰物故事」翻刻と校異(下)」(『藝能史研究』第一七五号 平成一九年四月 藝能史研究会)
 - (5) 前注所掲の拙稿「菊亭文庫所蔵「薰物故事」翻刻と校異(上)」序文に一部の影印を掲載。
 - (6) 主な既存の薰物の書の類纂様式については、拙稿「杏雨書屋所蔵「香秘書」影印と翻刻」(『杏雨』第一一号 平成二〇年六月 財団法人武田科学振興財団杏雨書屋) 序文を参照されたい。
 - (7) 識1から3は、注4所掲の拙稿「菊亭文庫所蔵「薰物故事」翻刻と校異(下)」で読解を、識4から8については同「藝能史ノート 井伊直弼と三條家薰物秘説との関係について」(『藝能史研究』第一八二号 平成二〇年八月 藝能史研究会) において紹介したことがある。
 - (8) 「袋」は「調香秘方」の同文などに「箱」とあり、いずれがより妥当であるかは現時点では決し難い。
- 付記：本稿における「薰物黒方秘方」全文の翻刻と掲載は、宮内庁書陵部による許諾の下に行っています。

宮内庁書陵部所蔵御所本「薫物黒方秘方」翻刻

凡例

- 一、宮内庁書陵部所蔵御所本「薫物黒方秘方」(一冊、江戸期寫、横中本(縦14・5cm・横20cm)、袋綴、原本請求記号・番号4249・函号163 805)を底本とした。
- 一、原本の漢字は、正字よりも通行の字体に近い異体字を使用する場合がありますため、翻刻には原本に則したものを適宜選択して用いた。

- 一、変体仮名は通行の書体に改めた。
- 一、仮名遣いは底本のままとした。
- 一、翻字中の箇所は「●」とした。
- 一、特殊な當て字や誤傳と見られる箇所には「ママ」と傍書した。

- 一、各丁数は算用数字で、表裏の別はそれぞれ「オ」「ウ」と略し、各面の最終行の脚部の丸括弧に示した。表紙、背表紙についてもこれを準用した。

(例) 一丁表面 ↓ (一オ)

- 一、薫物の処方と調合の方法、手順に関する説、並びに来歴を記した識語には、それぞれの行頭に漢字と算用数字

による通し番号を附した。

(例) 処方の第一 ↓ 1方
 識語の第一 ↓ 1識
 説の第一 ↓ 1説

薫物 黒方秘方 全

(一 題箋・表紙)

薫物 黒方秘方 全

(一 直表紙)

1方

黒方 四季通用祝言之時用之

沈香 四兩 丁子 二兩 貝香 二兩

薫陸 一兩 白檀 一兩 麝香 二兩

(一行アキ)

梅花 春 丁子 二兩 貝香 二兩

沈香 四兩 甘松 二兩

麝香 二兩

荷葉 夏

沈香 二兩 甘松 一分 貝香 二兩

丁子 二兩 藿光 四分 白檀 三兩

熟鬱金 三分 安息香 一分

(一行アキ)

(一 オ)

3方

2方

4方

菊花 秋

沈 二兩

丁 一兩

貝 三分

薰 三朱

甘 三朱

麝 一分

(二行アキ)

侍從 冬用之

沈 四兩

丁 二兩

貝 一兩

甘 一分三朱

占唐 一分三朱

(二行アキ)

今案黒方 号島方

沈 五兩 大

丁 一兩 大

貝 一兩

白檀 三分

薰陸 三分

(1ウ)

(2オ)

(2ウ)

7方

麝 二分 小

(二行アキ)

今度御調合梅花

沈 五兩 大

丁 一兩 大

貝 一兩 小

甘松 二分

麝 二分 大

貝香ハ各ノ香ヲヨク調ヘ

白檀ハ遠ク匂ヲトハセ薰陸ハ

各ノ香ヲヨク物ニトム也云々

然ハ沈丁麝ノ匂肝要

ナル物歟

(二行アキ)

薬種調様

一沈ハキサミ候時ハイカニモウスク

キサミ候サテ木ノキネニテソクノ

トツキクタキ候其後沈フルイ

トテ自然薰衣香ナト入候

ヤウナル透袋ホトナル目ノ

チイサキヲ皮フルイノカケゴノ

(3オ)

(3ウ)

1説

2説

ソコニアテ、フルイ候尤可然候
 禾ノヤウナル物^ハトリ出シテ
 細ニキサミ候

〔 4 才 〕

一 貝香調様第一大事候先

イクタヒモ水ニテアライテサテ
 又ヨキ酒^ニ一夜ツケテ執出シテ
 ヨク^〳コソケテスキトホル程
 ムラナクコソケテアマツララ
 ウス^〳トヌリテ^ニ一夜ヲヘテ
 又水ニテ洗^テ日^ニホシテ
 クタキテカナウスニテ粉^ニナシ候
 タキ物ノ薬種一切^ヲイミ候
 口傳

〔 4 ウ 〕

一 甘松酒^ニ一夜ツケテシホリテ
 影ホシニメサテキサミテ粉^ニ
 ナシ候

一 藿香白水ニテ五六度洗^テ

是モ影干也

〔 5 才 〕

一 安息香粉^ニナシテアマツラニ

マセテ入也

一 サカウハイニモスリクタクキテ

セイガウノ目ノ細ナルフルイ
 ニテフルイテ入ヤウソウ薬
 種ヲ一ツニヒチクリテウス
 ヤウニカキヒロケテ碁盤ノ
 目ノコトクミノソツケテ
 ヘラニテソノメニ入事口傳アリ
 残る薬種^マコトナル子細ナシ
 右調様悉口傳也

〔 5 ウ 〕

(一 行アキ)

調合次第

沈 貝 薰 白 甘

藿 丁 必此次第^ニマキ

チラシ候半分^ニ分テ合候

口傳候サカウハ一度^ニサシ候

アハセツキハ左右ノ手ヲカヘテ

三千キネ可然候入物ハイカニモ

ヌリタル物^ニ入候テ三七日モ

過候テトリイタシ候時^ニ

ホヒ出キ候

(一 行アキ)

斤目之事

〔 6 ウ 〕

六朱ヲ一分トス四分ヲ一兩
トス十六兩ヲ小ノ一斤トス
卅八兩ヲ大ノ一斤トス小ノ
三兩ヲ大ノ一兩トス小ノ
三分ヲ一分トス

(一行アキ)

千種 号種翔院
故入道右府新方也

沈香 五兩

丁子 二兩

貝香 一兩

白檀 一兩

薰陸 一兩

鬱金 一分

甘松 二分

麝香 二分

以上

侍従

沈 四兩三分

丁子 二兩

貝香 一兩

甘松 一分

(7才)

(7ウ)

青木香 一朱

(一行アキ)

落葉 冬
五兩

沈 五兩

丁 三兩

白檀 三分

薰 三分

藿 二分

鬱 一朱

青木香 一朱

桂心 一朱

甘松 一朱

貝香 一兩

麝 二分

占唐 一朱

占唐近年不入別物入事

口傳

(一行アキ)

野風 大内
杉美作兼方

沈 四兩

丁 二兩

(8才)

(8ウ)

(9才)

貝 二分

白 一兩

薰 一兩

藿 二分

青木香 一朱

甘 一分

桂 一朱

麝 一分

麝 一朱

(二行アキ)

荷葉

沈 四兩二分

丁 二兩

貝 三兩

麝 一分

白 四朱

香附子 一分三朱

薰 三朱

藿香 二分

ソカウハネハキ物ニテ候間

アマツラニマセテサス事

(9ウ)

(10オ)

不可敷云々秘事也

薰衣香

沈 一斤

貝 一斤

丁 八兩

占 六兩

麝 二兩

藿合 四兩

蘓合 四兩

(二行アキ)

廬衣香 裏

エウ、ムウルラストモ
ツ、ムウルラストモ
ヨム也

沈 一兩二分

丁子 二分

白 一分

麝 三朱

藿 二分

麝 一兩

右分アラクフルイテヨリ

合テ衣ノ袋ニ入テモラス

ヤウニシテ香ヲ入ヘシヨキ

(10ウ)

(11オ)

(11ウ)

酒ヲソ、キテ合スル事

口傳也

(二行アキ)

黒方

沈 四兩

丁 一兩三分

貝 一兩二分

薫 一分小

白 一兩二分

麝 二分

(二行アキ)

梅花

沈 四兩

丁 一兩一分

甘 一分半

貝 一兩二分

麝 一分

白 二朱

(二行アキ)

玉椿

沈 四兩

(12才)

(12ウ)

丁 一兩

甘 一分

貝 一兩二分

白 二朱

麝 一分

(二行アキ)

若草

沈 四兩二分

占唐 三分三朱

貝 一兩

甘 一兩三分

丁 一兩

薫 三朱

麝 一兩

(二行アキ)

新枕

沈 六兩二分

丁 二兩二分

貝 二兩三分

白 二分

桂 一分二朱

(13才)

(13ウ)

(14才)

薰 二分

青木香 二分

麝 二分

(二行アキ)

先年當家薰可有御

口傳之由自禁裏被仰

下 宸翰之奉書二通

有之仍後白河殿別

口傳様悉申入畢今度

又重本方御所望之

間可令進上之由申入

處再往御辞退可寫

進之趣被仰之間書進

之同奥書上下_二可書

進之由依仰如此書之

草子寸法大略同本方

上奥書

此方者當家代々相傳之

秘本也殊白河右府好

此事妙故實傳舊

傳_云其子細後押小路

(14ウ)

(15オ)

(15ウ)

内府命後三條相國之

由見奥書者哉

下奥書

此方巨細上卷今依

勅定以押小路内府_{公發}

自筆之本上下備叡

覽奉傳授故實而已

文明七年八月廿日

右近衛大將藤原公敦

如此書進之次_二短冊_ニ書_テ

瓦礫一首獻之

たきもの、代々の匂ひの家風

いまそ雲井にふきつたへぬる

御返事

たきもの、ふかき匂ひを雲の上に

つたふるかせのたよりうれしも

御製御短冊本方_ノ袋_ニ

可納入之先此一巻_ノ奥_ニ

巻貝之名字_ノ下_ニ上_ノ字

今度略之内々時此分

叶道理歟宸翰奉書

(16オ)

(16ウ)

政弘朝臣懇望之間遣之可謂無念

(17 才)

大樹薰物方傳授之事

依^崇 尊命當家近代令

調合之分又所不載秘方

之故實等悉顯筆舌進

覽之次獻瓦礫者乎

家の風これもつたへて雲の上に

たちふる袖のさそにははまし

御返事

君と臣身をあはすへき年ことに

まつ匂ひくる家の風かな

御内書被相添之

明應龍集 申庚 梅天上沈日槐下

桑門宗空

御内書文章如此立文也

薰物方種々傳授悦喜申候

殊御詠殊勝候仍瓦礫進

之候比興也敬白

五月十三日 義尹

龍翔院殿

(18 才)

這方者當家累葉之秘本也曾以埋未出槐門闕

●橘重能異他懇望間

横秋地以新儀口説故實

等顯筆舌者也呼

鼻祖之尊慮可恐^々

堅可禁他見而已

永正第六曆閏八月日内相府^{在開判}

(一行アキ)

今度御調合梅花 ^非

沈 五兩天

丁 一兩天

貝 一兩小

甘 二分

麝 二分天

貝香^ハ各ノ香^ヲヨク調へ

白檀^ハトラクニホイヲトハセ

薰陸^ハ各ノ香ヨク物ニト、

ムル也ト^云然ハ沈^ハ丁^ハ麝^ハ

匂センヨウナル者也

(一行アキ)

(18 才)

(19 才)

荷葉 夏

沈 七兩二分

甘 一分

貝 二兩二分

丁 二兩二分

藿 一分四朱

白 一分三朱

熟饗金 三分

安息香 一分

(二行アキ)

菊花 秋

沈 二兩

貝 三分

甘 三朱

丁 一兩

薰 三朱

麝 一分

右方調合ノ後菊花ヲ

ツ、ミマセテ二夜ヲヘテソノ

花ヲ撒シテサテアマツラ

ニツキ合スル也

(20オ)

(20ウ)

(二行アキ)

侍從 朱雀院御方冬

沈 四兩

丁 二兩

貝 一兩

甘 一分三朱

占唐 一分三朱

侍從梅花ヲカシウカホリ

タレ共タキ物共ヲホエス

少ナリトモ黒方ヲ可

用也

落葉

沈 四兩二分

丁 一兩二分

貝 一兩二分

薰 一分

麝 二分

世ノサハカシキ時ハ用也タヤ

スク合ヘカラサル物ナリト云々

調合次第

八一沈

(21オ)

(21ウ)

(22オ)

- 七一貝香
- 六三藿香
- 五四白檀
- 四五鬱金
- 三六甘松
- 二七安息香
- 一八丁子

如此クキ物ヲヒロケテ

ヘラニテ朱ヲ引コトクミソヲ

シテソノ中ヘシヤカウヲ

ヘラニテスクイテイツレヘモ

入ル也其後又モトノコトク

カキ合テアマツラニテツクナリ

此次第荷葉調合次第也

残方大躰此旨ヲ以テ可

相斗朱ヲ以テ一二ヲカク第

一口傳有之能々調合ノ後

ウスクヒロケテ麝香ヲサス

ヤウ以朱スチヲヒク其後

モトノコトクカキ合テアマツラ

合スキネノ数左右ノ手ヲ

〔 22ウ 〕

〔 23オ 〕

カエテ三千キネツクヘシ
 (二行アキ)
 藥種調様

18説

19説

21説 20説

22説

23説

24説

〔 23ウ 〕

一 沈 キサミテ木キネニテ
 ツキクタクキテ。此目ノセイ分
 ナルフルイニテフルウ也
 一 丁子 花ヲトリテコニスル也
 フルヒハキ可然也

一 白檀 キサミテ粉ニナス

一 貝香 先水ニテヨク洗テ

灰入テセンシテ又アライテ

コソケテ酒一夜ツケテホシテ

アマツラニテイリテ又洗テ火ニ

ウツミテアフリテ粉ニスヘシ

一 甘松 酒ニ一夜ツケテシホ

リテカケホシニシテ粉ニシテ

一 藿香 衣ニツ、ミテ白水ニテ

五六度洗テ火ヲヌルク

ウツミテアフリテ粉ニス

一 何ノ藥種モ悉ク粉ニナス

事勿論也フルイハ丁子ノ

〔 24オ 〕

〔 24ウ 〕

節二同

一アマツラセンスルヤウ石ナヘ
ニテ火ヲヌルくトウツミテ
ネルコトモアリ又湯煎トテ
茶碗ノ物トシユカキナトニ
入テウヘニヒサケニテモセン
スルナリ堤ノ湯ヲカヘラカシ
煎スル事モアリツメタク
ナシテハシニテ引アケテミレハ
三寸ハカリツ、ク尤可然也
(一行アキ)

〔25オ〕

右一冊者當家累代之

秘方也然処ニ持明院

相公御執心懇切之間

記之而若草玉椿之

両方者後白河入道右府

新調合之秘説也

埋未出槐門トシキキ間依有

別儀巨細載之其外

口傳故實等悉以奉

授者也穴賢タ可被

〔25ウ〕

禁外見而已

文龜三季秋九月中旬 右大将判

右方子細見于前奥書

後禁外見●橘重能

此道之執心懇望條

染禿筆相傳之者也

(一行アキ)

永正六年冬十月日

左衛門督藤末葉

(一行アキ)

右口傳故實等道順口相

傳申者也

(一行アキ)

千石左衛門尉

天文十五年四月日 定弘

(一行アキ)

千種加減上々也 香附

沈四兩二分

丁二兩

且一兩

薰一兩三分

〔26オ〕

〔26ウ〕

〔27オ〕

貝 三分

甘 二分

藿 一分

青木 二朱

射 二分

ウコン 二分

此両目粉ニテ本ノ目

五十目ニカ、ル蜜百廿目ヲ

ネリテ合ル爪ノ上ニヲキ

露ノタラヌホトネルナリ

スミ一分 右各四分一合テ

粉二兩二分アリ是ニ蜜

三兩一分二朱入也四兩

カイ可然候

(一行アキ)

(27 ウ)

(28 オ)

(28 ウ)

(薬笥紙)